

豊情個審答申第64号
令和4年(2022年)8月1日

豊中市長
長内 繁樹様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩川 茂

豊中市情報公開条例の規定に基づく行政文書部分開示決定処分
について(答申)

令和4年(2022年)1月25日付け諮問第52号により諮問を受けた豊中市
情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり
答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「道路占用許可申請書（更新）について（上水道分） 令和元年7月2日付け豊水維継2号」に係る行政文書部分開示決定は妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和3年8月31日、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、行政文書の名称又は内容を「水道の引込管の占用の更新の資料一切 更新手続のすべて」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）は、同年9月14日、本件開示請求に係る行政文書を「道路占用許可申請書（更新）について（上水道分） 令和元年7月2日付け豊水維継2号」（以下「本件行政文書」という。）と特定し、「水道引込管の埋設位置は公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報であるため開示できません。」との理由を付して、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年10月7日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、令和4年1月25日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、その開示を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、以下のとおりである。

水道引込管の資料が不完全であり、開示文書が適切ではない。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、以下のとおりである。

水道給水管の埋設位置を公にすることは、悪意を持った第三者による給水管の損傷、破壊行為や異物混入等を容易にし、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるため、不開示としたものである。

第六 審査会の判断

1 本件行政文書について

本件行政文書は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により道路の占用の許可を受けた水道給水管について、占用許可期間満了後も同一の占用を継続するため、豊中市道路占用規則（昭和29年豊中市規則第7号。以下「規則」という。）第15条第1項の規定による更新手続きが行われた文書である。

2 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること、及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第6号では、「公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報」を不開示情報と規定している。具体的には、開示することにより、犯罪等を誘引するおそれがある情報、その他市民の平穏な社会生活が阻害されるおそれのある情報は、防犯上の観点から不開示とすることを規定している。

3 本件審査請求に係る条例第7条第6号該当性の判断

本件処分において、不開示とした情報は、規則第15条第1項の規定による更新手続きにおいて添付された給水管の管路データであり、この中には、水道給水管の埋設位置の情報が含まれている。

水道給水管の埋設位置を特定する情報については、公にすることにより、悪意を持った第三者による給水管の損傷・破壊行為や異物混入等を容易にするという実施機関の主張は否定し難く、市民の平穏な社会生活が阻害されるおそれがあると言える。

したがって、水道給水管の埋設位置は、条例第7条第6号に規定する公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報に該当すると認められる。

4 結論

よって、審査会は「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年（2022年）8月1日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 塩 野 隆 史

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 野 田 邦 子